

# 鋼 船 規 則

規  
則

Q 編

鋼製はしけ

2017 年 第 1 回 一部改正

2017 年 12 月 25 日 規則 第 84 号

2017 年 7 月 26 日 技術委員会 審議

2017 年 12 月 15 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた  
アスタリスク (\*) は, その規則に対応する  
要領があることを示しております。

2017 年 12 月 25 日 規則 第 84 号  
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

## Q 編 鋼製はしけ

### 1 章 通則

#### 1.1 一般

1.1.2 を次のように改める。

##### 1.1.2 適用の特例

- 1. 前 1.1.1 の規定にかかわらず、長さが 30 m 未満のはしけ及び特殊の理由により本則に依り難いはしけの構造、艀装、配置及びその寸法は、本会の適当と認めるところによる。
- 2. 前 1.1.1 の規定にかかわらず、I 編 1.1.1-2.及び-3.に定める極海航行船に対する規定は、はしけにも適用する。

### 附 則

1. この規則は、2017 年 12 月 25 日から施行する。
2. 2017 年 1 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。